

第2章

健康と暮らしをともに支える みんなの笑顔が輝くまちづくり

第1節 保健・医療の充実と健康づくり

1 現状と課題

わが国は、今や世界有数の長寿国となっていますが、一方では、疾病全体に占めるがん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加しており、これに伴って寝たきりや認知症などの要介護者等の増加が深刻な社会問題となっています。今後は、疾病の早期発見・早期治療のための健康診査はもとより、生活習慣病の改善等につながる保健指導の徹底を図り、健康の増進に重点をおいた対策を推進するとともに、市民の主体的な健康づくりを支援する体制を整備していく必要があります。さらに予防介護により高齢者の生活能力の維持及び向上を図ることで、介護を必要としない元気な高齢者の増加に結びつけることが重要です。

また、市民の保健医療サービスは、よりきめ細やかでかつ高度な技術が要求されており、誰もが「いつでも、どこでも、等しく」保健医療サービスを受けられるように、地域バランスのとれた医療体制や医療従事者の確保に加え、周辺部に不足している医療機関の充実を図る必要があります。

一方、若年齢被保険者の減少、高齢者の増加等により、一人当たりの医療費が増加していることから、国民健康保険の財政基盤の弱体化が問題となっています。今後も引き続き、国保財政の基盤強化・安定を図ることが求められています。

加えて、乳幼児、ひとり親家庭の児童、高齢身体障害者、重度心身障害者の心身の健康保持と生活の安定を図るため、福祉医療の給付の充実が必要となっています。

2 目 標

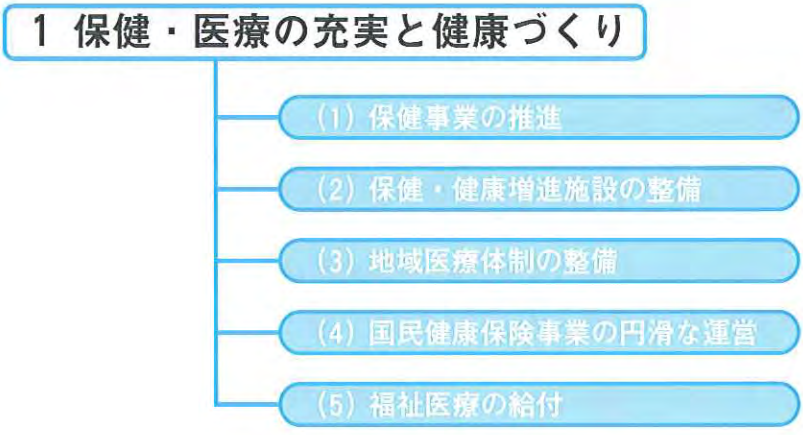
総合的な保健活動の拠点施設を整備し、市民の健康づくりと各種健（検）診の充実を図るとともに、市民が安心して暮らせる医療体制を確保します。

3 基本方針

市民が生涯にわたって健康に暮らせるよう各種健（検）診の充実を図るほか、保健・健康増進施設を整備し、各医療機関との連携により、救急医療体制や地域医療体制の充実を図ります。



【施策体系図】



基本計画

4 主な取り組み

施策名	施策の内容	
(1) 保健事業の推進	①	成人保健事業、母子保健事業を実施します。
	②	自殺予防の啓発を行います。
(2) 保健・健康増進施設の整備	①	保健・健康増進施設の整備を行います。
(3) 地域医療体制の整備	①	医師確保対策を行います。
	②	かかりつけ医制度の普及を行います。
	③	市内東部地域の診療施設の整備・充実を図ります。
	④	救急医療体制の充実を図ります。
(4) 国民健康保険事業の円滑な運営	①	低所得被保険者の税負担を軽減します。
	②	医療費適正化を推進します。
	③	特定検診及び保健指導を行います。
(5) 福祉医療の給付	①	福祉医療の給付を行います。

5 目標とする指標

指標名	単位	現状	目標
自殺の標準化死亡比*	—	1.46	減少
基本健康診査受診率	%	55.7	増加
悪性新生物の標準化死亡比	—	1.08	減少
心疾患の標準化死亡比	—	1.21	減少
脳血管疾患の標準化死亡比	—	1.35	減少
乳幼児健康診査受診率	%	88.9	100

※標準化死亡比
 基準死亡率(人口10万対死亡数)を対象地域に当てはめた場合に、計算により求められる死亡数と実際の死亡数とを比較するもの

第2節 社会福祉の充実

1 現状と課題

少子・高齢社会を迎え、伝統的な家庭や地域の相互扶助機能が低下し、市民相互の社会的なつながりも希薄化するなど、地域社会が変容しつつある中で、地域における社会福祉のあり方が問われています。

本市では、これまで社会福祉協議会をはじめとする各種福祉団体との連携による社会福祉の取り組みを進めてきましたが、最近では、ボランティアやNPO法人などの活動が活発になってきています。

今後も、行政をはじめ、社会の構成員すべてがそれぞれの役割を積極的に果たすことにより、支援を必要とする人を社会全体で支える体制の構築や地域社会を基盤とした福祉の推進に努める必要があります。

2 目 標

互いの思いやりを持って支え合う福祉社会づくりを目指します。

3 基本方針

支援を必要とする人を地域全体で支える体制の構築を目指し、社会福祉団体や市民団体・ボランティア団体などの育成を推進するとともに、行政との役割分担を図りながら、社会福祉の充実を図ります。

【施策体系図】

2 社会福祉の充実

(1) 社会福祉の推進

4 主な取り組み

施 策 名	施 策 の 内 容	
(1) 社会福祉の推進	①	市民参画による地域福祉計画を策定します。
	②	社会福祉協議会の運営・活動を支援します。



第3節 高齢者福祉の充実

1 現状と課題

高齢化に加え長寿化が進行している中、生きがいづくりなどに活躍する高齢者が多くなってきている一方、介護を必要とする高齢者も増加しており、高齢者福祉への需要は多様化しています。高齢者が寝たきり、認知症などの要介護状態にならないよう、若年時からの生涯を通じた健康づくりと予防介護を推進するために、保健・医療・福祉が連携した支援体制を確立する必要があります。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるための福祉サービスの提供をはじめ、生きがい対策などが重要な課題となっています。

今後は、介護保険制度の円滑な運営を進めるとともに、高齢者福祉施設の整備や在宅介護サービスの充実、在宅介護者への支援などの充実を図る必要があります。

加えて、健康で生きがいのある生活が送れるよう、高齢者がその知識や経験を生かして活動する機会や場の提供のほか、高齢者世帯を地域で支え合う福祉サービスを進めていく必要があります。

2 目標

安心して在宅生活が継続できる地域社会、福祉サービスの体制を構築します。

3 基本方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者福祉施設の整備や在宅介護サービスの充実を図るほか、高齢者世帯を地域で支え合う福祉サービスの充実や高齢者の活動機会の提供に努め、予防介護対策の充実を図ります。

【施策体系図】

3 高齢者福祉の充実

(1) 高齢者福祉の推進

(2) 高齢者福祉施設の整備・運営

4 主な取り組み

施策名	施策の内容	
(1) 高齢者福祉の推進	①	老人クラブの活動を支援します。
	②	高齢者住宅整備への融資を行います。
	③	在宅高齢者等の生活を支援します。
	④	要介護認定者以外への支援を行います。
	⑤	高齢者虐待を防止します。
	⑥	介護予防サービス事業の整備・充実を図ります。
	⑦	介護保険法地域密着型サービス等事業の整備・充実を図ります。
	⑧	在宅介護サービス利用者負担軽減事業を実施します。
(2) 高齢者福祉施設の整備・運営	①	高齢者福祉施設の運営を行います。
	②	特別養護老人ホームの整備・充実を図ります。

5 目標とする指標

指標名	単位	現状	目標
老人クラブ加入者数	人	5,606	6,700
地域密着型サービス施設及び事業	か所	8	13





第4節 障害者福祉の充実

1 現状と課題

障害の有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「ノーマライゼーション」※の理念に基づいて、障害者が地域で自立し、積極的に社会参加できる環境整備に努めてきました。

今後は、誰もが等しく家庭や地域で安心して生活できる社会の実現に向け、市民の意識改革を促し、障害者の自立と社会参加の促進が求められています。

また、障害者が地域の中で積極的に社会活動に参加し、地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者福祉施策や施設の充実、生活への支援が求められています。

2 目標

障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことのできる環境をつくります。

3 基本方針

障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、雇用の場の確保や障害者福祉施策を充実し、生活支援を推進します。

【施策体系図】

4 障害者福祉の充実

(1) 障害者福祉施策の充実

(2) 障害者福祉施設の整備

4 主な取り組み

施策名	施策の内容	
(1) 障害者福祉施策の充実	①	障害者計画・障害福祉計画を策定します。
	②	障害者の地域生活を支援します。
	③	障害者への自立支援給付を行います。
(2) 障害者福祉施設の整備	①	障害者の通所施設の整備促進を図ります。

※ノーマライゼーション

「障害者を排除するのではなく、障害を持っていても健常者と均等に当たり前に生活できるような社会こそが本来の姿」という考え方で、こうした社会を実現する為の取り組みをノーマライゼーション(normalization)と呼ぶ

5 目標とする指標

指標名	単位	現状	目標
障害者地域生活支援事業利用実人数	人	238	300
市内グループホーム利用実人数	人	0	10
市内福祉ホーム利用実人数	人	2	12
市内就労支援利用実人数	人	12	79





第5節 児童福祉の充実

1 現状と課題

ライフスタイルの変化や子育てに対する負担感の増大などにより出生率の低下が続いており、これに伴う少子化の進行は、地域社会の活力の低下や将来の労働力人口の減少、さらには子どもの健全な成長に影響を及ぼすなど、大きな社会問題になっています。

また、共働き家庭の増加や働き方の多様化に伴い、保育所への入所希望が増えるとともに、延長保育や一時保育など、保育所に対するニーズも多様化・高度化しています。

このような状況の中で、行政はもとより、事業者や地域社会が連携・協力し、仕事と子育ての両立の支援、子育てに関する相談・情報提供や地域の子育て支援体制の充実、子育てに関する地域交流の活発化など、安心して子どもを産み、育てられる社会の実現が必要となっています。

加えて、多様なニーズに応じた保育サービスの提供や保育施設の整備、子育て家庭を地域で支援する体制づくりなどが必要となっています。

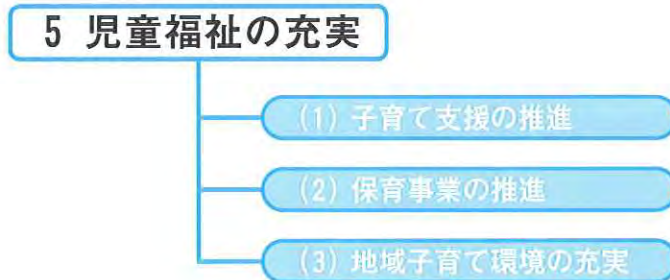
2 目標

安心して子育てができる環境をつくれます。

3 基本方針

子どもを安心して産み、育てられるように、各種特別保育の充実や子育て支援ボランティアの育成を図るほか、育児休業制度の定着や労働時間の弾力化などの子育て支援環境づくりを促進します。

【施策体系図】



4 主な取り組み

施策名	施策の内容
(1) 子育て支援の推進	① 子育て支援事業(児童手当の支給、保育料軽減等)を行います。【5.2.1へ再掲】
	② ひとり親家庭への支援を行います。
	③ 家庭・児童相談を実施します。また、関係機関との連携により児童虐待等の防止に努めます。
(2) 保育事業の推進	① 保育事業を推進し、保育環境の充実を図ります。【5.2.1へ再掲】
(3) 地域子育て環境の充実	① 学童保育を実施します。【5.2.1へ再掲】
	② 地域子育て支援センター、ファミリーサポートセンターでの育児支援を行います。【5.2.1へ再掲】

5 目標とする指標

指標名	単位	現状	目標
一時保育実施保育所数	か所	9	11
延長保育実施保育所数	か所	6	10

